

進路だより るもい



平成 27 年度第 4 号 平成 27 年 10 月 13 日発行 北海道教育庁留萌教育局 進路相談員 小野 進

就職を希望している高校生のみなさん、採用選考・面接が始まり、内定者も出ているところですが、採用決定後もしっかり働き続けるためにも、労働に関するルールについて、特集しますので参考にして下さい。

～これから就職するあなたへ～

働く若者ルールブック（平成 26 年 10 月発行 北海道経済部労働局雇用労政課）

働く前にきちんと確認しよう！

自分がどんな条件で働くのか確認しましょう。

いつからいつまではたらくのか。
(契約期間)

どこではたらくのか。
(就業の場所)

休憩時間は何時から何時までか。
休日はいつか。

給料は、いつからいつまでの分を、いくらで働いて、いつ、どんな方法で支払ってくれるのか



わからない

どんな仕事をするのか
(業務の内容)

1日のうち何時から何時まではたらくのか。
残業はあるか。

労働契約とは→雇う側（使用者）と雇われる側（労働者）との間で結ぶ労働条件の約束のことです。使用者は、労働者を雇うときは労働条件を書面などで明示しなければなりません。

(労働基準法第 15 条第 1 項)

働くルールとは？

就業規則とは→職場の労働条件や規律を統一的に定めたルールです。

常時 10 人以上の労働者（パート労働者を含む）を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません。

労働時間とは→始業時刻から終業時刻まで、原則として 1 日の法定労働時間は休憩時間を除き 8 時間、1 週間の労働時間は 40 時間以内と定められています。



「給与明細表」をしっかりと見ましょう！

給料は、「働いたことへの対価として支払われるもの」で、通常は、税金、社会保険料などが差し引かれて支給されています。



賃金支払いの原則…通貨で、全額を、毎月1回以上一定期日を定めて、労働者に直接支払うこと。

割増賃金…使用者は労働者に時間外、休日、深夜労働をさせた場合、割増賃金を支払わなければならない。

最低賃金…最低賃金は毎年、都道府県ごとに決定し、「地域別最低賃金」と「産業別最低賃金」の2種類があり、北海道の地域別最低賃金は、時間給764円（平成27年10月8日より適用）です。

ボーナス（賞与）や退職金（退職手当）などの臨時賃金は、必ず支払われる物ではない。

社会保険制度を理解しましょう！

社会保険制度とは、病気、ケガ身体の障害、死亡、老齢、失業などがおきたときに、保険制度の加入者やその家族に対して保険給付を行い、生活を保障する制度です。

労災保険…「業務上」または「通勤途中」で災害などにあつてケガをしたり病気にかかった場合適応する制度。

雇用保険…失業した場合に、生活の安定や再就職を促進するために必要な給付などを適用する制度。

健康保険…被保険者やその家族が仕事以外で病気やケガ、出産、死亡した場合に必要な給付を行い、健康の維持と生活の安定を図る制度。

厚生年金保険…事業所で働く人のための年金制度で、老齢になったり、障害者となって働けなくなったり、死亡したときのために労働者や家族の生活資金を準備。



困ったときは相談しよう！

◇労働相談ホットライン（北海道）

北海道では、労働条件その他、様々な労働問題でお困りの皆さんからの相談を、フリーダイヤル電話でお受けしています。相談は無料です

フリーダイヤル 0120-81-6105

「月～金」17:00～20:00 「土曜日」13:00～16:00

※いずれも、祝日、12月29日～1月3日を除く



わからない